

第 65 回京都大学 11 月祭全学実行委員会
2023 年 8 月 20 日（日）

【注意事項】

- 注意 1 本会議のレジュメは、参加者に配布しております。
- 注意 2 本会議のミーティングの URL やパスワード、レジュメや議事録のパスワード（ある場合）を他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意 3 発言を希望する際には挙手をしてください。議長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意 4 発言時には、企画名あるいは団体名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を企画名あるいは団体名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織、全学学生自治会同学会内の組織を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意 5 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じることがあります。
- 注意 6 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意 7 議決・承認は、対面参加者は拍手で行います。
- 注意 8 議決・承認後に離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。

【zoom 参加者】

- 注意 9 表示名は、「企画名_氏名」あるいは「団体名_氏名」としてください。
 - 注意 10 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
 - 注意 11 議決・承認は、Zoom の「手を挙げる」機能を使用して行います。
 - 注意 12 議決・承認において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に、当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては、個別に判断します。
- 注意 13 本会議は、本日 21:00 には、閉会します。

第 5 回 議事録

開会時刻 10:32

閉会時刻 13:36

委員長：開会する。注意事項読み上げ。(レジュメを参照)。議事案についてご異議・ご質問等あるか。いないようなので、議事の(1)に移る。

事務局：レジュメの 2 番を参照。(読み上げ)新企画を提案する。

委員長：ご異議・ご質問等あるか。いないようなので、承認を取る。(承認)。次の議題に移る。

事務局：レジュメの 3 番を参照。(読み上げ)。宣言の採択を提案する。

委員長：ご異議・ご質問等あるか。

A : 1 点目。今回の提案だが、緩和案を提案したが、大学当局から圧力があったことを一番の理由として、全面禁酒を提案しているのか。2 点目。情報開示は 9 月以降のみ認めるとするのは、何か理由は示されているか。

事務局：1 点目はその認識。2 点目は示されていない。

A : 禁酒についてだが、11 月祭は学生の自主的な学祭として行われてきたと思っているので、その意味で大学当局からの圧力がかかっていることを単純な理由として全面禁酒にすべきではないと思う。最終的にどのようなものを目指すのかを、大学当局からの圧力を理由にすべきではないと思うし、自分たちの判断で決めていくべきだと思う。妥協もあり得るかもしれないが、最終的にそのようなことを目指すことで一致しているのかを確認したい。2 点目は、理由が示されていないのであれば、これをそのまま飲むのはおかしいと思う。全学実は広く行われるもので、ここだけの密室会議で行うものでもないし、この件については反対の立場である。

委員長：事務局は何かあるか。

事務局：少々待ってほしい。1 点目について、重々承知しているが、圧力を覆すだけの時間が無いことが直接の理由。今後大学に対話を求めていく。2 点目は後で回答する。

B : 今年度の事務強の禁酒に対する姿勢を見る限り、事務局の運営能力の限界を理由に提案しているものだと思うが、なぜここで急に大学当局からの圧力を理由に提案しているのか。事務局と大学当局の意見は一致しているように思える。また、情報開示が 9 月以降と求められているのも分からない。大学当局が禁酒への態度を変えていないのは周知の事実である。

委員長：事務局は何かあるか。

事務局：少々待ってほしい。事務局はあくまでも全学実の下部組織であり、全学実で部分禁

酒のご意見が多かったので、これを元に交渉した。飲酒に関する大学当局の反応は今年初めてであった。9月以前と以後の違いは把握していない。

- B : 情報開示は、全学実にはして良いのか。全学実に開示するのと全学に開示することに差は無いと思うので、この判断に至った理由を知りたい。全学実の意見を伝えていただいたのは良いが、今回圧力を理由に押し通そうとしているようにするのは良くない。運営能力の限界としての全面禁酒を打ち出していくべきだと思う。大学の話し合いの方向性として、今年のお酒の扱いをどうするかのみならず、長期的にどうするのかという建設的な議論を行うべきだし、一致点を引き出せるようにしてほしいと思う。過去のデータを見ても事務局の運営能力の限界は露呈しているし、コロナ禍もあった。事務局に運営能力があるということを示すために、ひとつずつステップを踏んでいく必要がある。

委員長：事務局は何かあるか。

事務局：少々待ってほしい。1点目は、全学実については拡散されることを抑制できると判断した。また、禁酒の議論において、大事な論点であると判断したので、許可は受けていないが、今回開示することにした。長期的な話し合いはその通りだと思うので、今後そのようにしたい。

- C : 前回までの議論で妥協点を探ってきたにも関わらず、このような圧力が出てきたのは話がこじれてややこしくなると感じる。宣言については、61回のものを踏襲していると思うが、1点目：年月が経っており現状に沿わない部分もあるのではないかと。2点目：61回のときにも議論になったが、「健全な」という文言は、自由な11月祭を阻害するので、「安全な」などの他の文言に変えること。3点目：全面的に飲酒行為を禁止とあるが、禁止するのは飲酒行為だけで良いのかということ。を提案・質問する。

委員長：事務局は何かあるか。

事務局：少々待ってほしい。以下のような文言に変更することを提案する。

【第65回11月祭における飲酒行為に関する宣言】

11月祭事務局は、全学実行委員会が以下の宣言文を採択するよう提案する。

11月祭における飲酒の問題は全面禁酒を導入する第61回京都大学11月祭まで年々悪化していた。過去には、過度な飲酒により一時的に意識不明になる参加者が発生し死者が出かねない状況でもあったり、未成年者による飲酒行為も散見された。他にも飲酒に起因する暴力・器物損壊も発生したこともあり、酒類取り扱い下での11月祭は他の参加者や本部スタッフにとって安全な場ではない。以上を踏まえ、全学実行委員会は、安全な11月祭の運営のため第65回京都大学11月祭において全面的に飲酒行為、酒類販売、酒類持ち込みおよび所持を禁止することをここに宣言する。またこの宣言の内容は京都大学で行われる他の祭りに関して禁酒根拠とすることは認めないものとする。

委員長： C さんはいかが。

C：大丈夫である。

D：宣言の全体的なテンションに疑問がある。この文面だと全学実が主体的に全面禁酒を判断したことになり、全学実参加者の意見に合わないように感じる。介入があったことをふまえた文面にした方が、全学実参加者の意見にあうと思う。

事務局：附帯決議という形で以下の宣言を出すことを提案する。

- 一、全学実行委員会は、今年度において、時間的な制約および運営能力の都合上、全学的な議論が成熟しないままに、宣言を採択したことをここに確認する。
- 二、この宣言採択に際し、大学当局の介入の影響が存在したことをここに確認する。
- 三、11月祭は『「学生らによる自主的・主体的 11 月祭」宣言』にある通り、学生の自主的、主体的なものであり、大学当局の介入は容認できない行為であることをここに確認する。
- 四、この宣言は、第 65 回 11 月祭においてのみの飲酒行為に関する宣言であり、次年度以降、現状の議論を白紙に返し、議論を進めていくことをここに確認する。
- 五、全学実行委員会は大学当局に、次年度以降建設的な議論を進めることを要求する。

令和五年◎月◎日第 65 回京都大学 11 月祭全学実行委員会

委員長： D さんはいかが。

D：問題ない。

委員長：他に何かあるか。

C：2 点ある。1 点目：理由付けについて、前回までの議論によると、事務局は 64 回での 11 月祭を踏まえた判断をしていたので、これを加えること。2 点目：附帯決議で、参加者に対して、将来的に禁酒の緩和ができるような状況になるよう、協力を求めることを提案する。

委員長：事務局は何かあるか。

事務局：少々待ってほしい。

B：C さんの意見に賛成する。この文章は 61 回の踏襲だと思うが、そうするから今後も禁酒が続くのだと思われるのだと思う。コロナ禍も挟んだ。実情に合うように変更すべきだと思う。その上で、議論が時間的制限によって成熟しなかったというよりは、平行線をたどったからのような気がする。私は今年に関しては禁酒賛成派であり、事務局を除く全学実参加者の全員が反対派なわけではないという実情も踏まえたものにしてほしい。

事務局：以下のように変更する。(変更箇所を赤字で示した)

【第 65 回京都大学 11 月祭における飲酒行為に関する宣言】

11 月祭事務局は、全学実行委員会が以下の宣言文を採択するよう提案する。

11 月祭における飲酒の問題は全面禁酒を導入する第 61 回京都大学 11 月祭まで年々悪化していた。過去には、過度な飲酒により一時的に意識不明になる参加者が発生し死者が出かねない状況でもあったり、未成年者による飲酒行為も散見されたりした。他にも飲酒に起因する暴力・器物損壊も発生したこともあり、酒類取り扱い下での 11 月祭は他の参加者や本部スタッフにとって安全な場ではない。また、全面禁酒下であった第 64 回京都大学 11 月祭でも飲酒行為が発覚しており、飲酒による危険性は払拭されていない。以上を踏まえ、全学実行委員会は、安全な 11 月祭の運営のため第 65 回京都大学 11 月祭において全面的に飲酒行為、酒類販売、酒類持ち込みおよび所持を禁止することをここに宣言する。またこの宣言の内容は京都大学で行われる他の祭りに関して禁酒根拠とすることは認めないものとする。

一、全学実行委員会は、今年度において、時間的な制約および運営能力の都合上、全学的な議論が成熟しないままに、宣言を採択したことをここに確認する。

二、この宣言採択に際し、大学当局の介入の影響が存在したことをここに確認する。

三、11 月祭は『「学生らによる自主的・主体的 11 月祭」宣言』にある通り、学生の自主的、主体的なものであり、大学当局の介入は容認できない行為であることをここに確認する。

四、この宣言は、第 65 回京都大学 11 月祭においてのみの飲酒行為に関する宣言であり、次年度以降、現状の議論を白紙に返し、議論を進めていくことをここに確認する。

五、全学実行委員会は大学当局に、次年度以降建設的な議論を進めることを要求する。

六、11 月祭参加者が、将来的な酒類制限緩和に向けて、主体的に、安全な 11 月祭を創り上げることを期待する。

令和五年◎月◎日第 65 回京都大学 11 月祭全学実行委員会

委員長：全面禁酒について他に何かあるか。

- A：今回交渉の時間がないということだったが、根本的には時間がないという問題よりか・交渉に時間を掛けるよりかは、どれだけ多くの学生がこのような場に参加し、抗議するかであり、4 年前は日程短縮について全学的にアンケートを取って、多くの意見が集まって、認めさせたということで、根本的には多くの学生が抗議していくかだと思う。今年は禁酒は仕方ない部分もあるが、今後は、去年もあったが、全学実として多くの学生を集めて、大学当局と交渉していくべきだと思う。事務局だ

けでなく、全学実参加者も含めて一緒に交渉していくべきだと思う。

- E : 「また、全面禁酒下であった第 64 回京都大学 11 月祭でも飲酒行為が発覚しており、飲酒による危険性は払拭されていない。」について、全面禁酒下であったにも関わらず発生したと認定しているが、前後の文からの飛躍があるように感じる。
- C : 意図としては、附帯決議の「六、」の部分と併せて、今年度できちんと安全に開催できれば、来年度以降に禁酒を緩和していける、そうしていこう、という姿勢を示すために提案した。
- E : 今の意図を踏まえて、全体の原則として、ある種のハラスメントや暴力の危険性・リスクを無視してまで、全面禁酒しないのは論外だが、方針として、全面禁酒は解除したいという雰囲気がある。しかし、そのニュアンスが前者の追加文だと、逆の作用が働くような気がする。「発覚しており、」全学実の中で飲酒による危険性の判定基準が形成できていない。提案すると、「また、全面禁酒下であった第 64 回京都大学 11 月祭でも飲酒行為は発覚した。それに関わらず、飲酒行為に伴う事件・事故の総括及び包括的対策が少なくとも全学実行委員会においては認定されなかった。したがって、飲酒による危険性の評価に使用すべき諸範疇が全学実行委員会において規定されたわけではない。」事実誤認の可能性もあるのであれば指摘してほしい。
- C : 私からの案をひとつ述べる。「また、全面禁酒下であった第 64 回京都大学 11 月祭でも飲酒行為が発覚しており、第 60 回京都大学 11 月祭以前の状況は完全に改善されたとは判断できない。」

委員長：これらの提案について何かあるか。

- E : 質問を少しする。60 回以前の状況について、要点となっていること、どのようなことが 60 回以前にあって、それ以降にはないのかを教えてほしい。
- C : 「過度な飲酒により一時的に意識不明になる参加者が発生し死者が出かねない状況でもあったり、未成年者による飲酒行為も散見された。他にも飲酒に起因する暴力・器物損壊も発生したこともあり」のあたりを踏まえた文章である。
- E : 全面禁酒をする前であればなおさら、事故・事件などが多数発生して大変という状況だったと思う。だからこそ、飲酒行為が発覚しており部分が若干飛躍があるので、具体的に事件・事故があったと認定しても良いと思う。
- C : 論拠としては、もともと事務局が去年を踏まえて全面禁酒にしようと言っていたので、改めて事務局に論拠を示した説明をしてほしい。

事務局：一部変更したものを提案する。「また、全面禁酒下であった第 64 回京都大学 11 月祭でも飲酒行為は発覚した。そして少なくとも、全学実行委員会において、飲酒行為の危険性に対する認識が一致せず、包括的対策が認定されなかった。」
もう一点、附帯決議一番について、「全学的な議論が成熟しないままに」→「全学

的な議論が平行線をたどっていたために」に変更する。

委員長：この変更内容に関して何かある人はいるか。

C：「包括的対策が認定されなかった。」が少々よく分からない。包括的対策について少し説明がほしい。

事務局：「全面禁酒以外の包括的対策」ということでどうか。

C：それでは、過去将来に渡って、全面禁酒以外打つ手なしで、将来的にも禁酒が緩和できなくなってしまう気がする。

事務局：「そして少なくとも、今年度の全学実行委員会において」でどうか。来年度以降は包括的対策をまた考えるという方向性にするために。

C：とりあえず去年の状況に対しては、そうであるというニュアンスで解釈して良いか。

事務局：その認識で問題ない、

C：承知した。

委員長：他に提案の内容に関して何かあるか。全面禁酒そのものについて何かあるか。

F：「未成年者による」は17歳以下ということか。おそらく「20歳未満」ということだと思うので、そのように訂正した方が良いと思う。

事務局：そのように変更する。

F：決議の本文が、全面禁酒になった過程とそぐわない気がする。大学当局からの圧力や時間がないということによって、やむを得ず全面禁酒になろうとしている訳で、単純にこれだけで良い気がする。というかそもそも宣言を出すこと自体いらない気がする。

B：61回の議論の過程で、宣言が採択されたのは、方向性を決めなければ細則を決めていけないし、企画登録会などの実務に間に合わないとのことで、方向性を決めるために宣言が採択されたと認識している。その意味で、方向性が決まっているのであればいらない一方、宣言は広報的側面もあるので、全学実としての意志を明確にし、学生や大学当局に示していくという点で、過去の状況等を踏まえた広報は必要だと思う。

F：もちろん飲酒問題によって起こった問題について広報していくことは必要だと思うが、その上でこの宣言だと全面的に飲酒行為を禁止する理由がこの理由だけではないと思う。どちらかというとう大学当局のせいだと思っていて、そちらについてがあまりに小さくなってしまう気がする。追記の形で、大学当局からの圧力があってというよりは、宣言の本文に書いた方が良いと思う。

委員長：何か意見などはあるか。

C：前回までの全学実では、当局からの横やりもなく、平行線に近いながらも、議論ができていたという背景があり、当局からの横やりがなくても、ある程度妥協つきで全面禁酒が決まっていた可能性も十分に合ったと思う。現状は当局からの横やりが余計なだけで、それ以外に関しては全学実で議論して決めていったというよう

に認めて、全学実の主体性をアピールしても良いのではないかと考える。当局からの横やりについては、ついで程度に可能な限りスルーする取り扱いでも良いと考える。

- F : 前回までは出席してなかったので存じ上げなかった。申し訳ない。その上で、当局からの横やりというのはスルーできるものではないし、それがあったのに自信満々に宣言を出すこともできないと思うので、本文の中に入れた方が良いと思う。全学実の主体性というのは、この宣言を作るのにいたった主体性ということか。
- C : 概ねその認識。
- F : 結局全面禁酒という方針も、大学当局の意向を十分に受けて示されているものなので、そこまで全学実の主体性もない気がする。
- E : 61 回を想起する。日程縮小があつて、全面禁酒にしないと縮小するぞという連絡を受けた経緯があつた。そこから実際のところ事故や事件が発生していて、事後的に調査したら出てきたということがある。歴史の話と、ロジックの話では、組み方が逆だったり、直角になったりすると思う。どのように事後経過を整理するかが大事になる。単年度組織で、会議体全体の方針を明確に定めていないわけで、どのみち歴史的経緯を引き受けるかということで、大学当局からの圧力があり、しかし事件事故が多発しておりという話である。仮に実務的な運用方針であり、ある種の内政干渉がある一方で、全学実でないところで手を加えるという方針は、特別必ずしも大学当局の圧力が一丁目一番地ではないと思う。
- B : C さんの意見に一理あると思った。大学当局からの圧力を全学実がどう捉えるかを形式上外部に示す物だと思う。もちろん全学実の中としてそのような意見があったことは大事だが、外部に示すという性質上、そうすると、大学当局の認識として、圧力をかければ折れるという認識になってしまう。どこかに書くのは大事だと思うが、宣言としてはそのようにしない方が得策なのではないか。
- F : 大学当局の認識は現状、圧力をかければ折れるという物だと思う。そうなのだとしたら、声明の広報的側面を持って、飲酒できないのは大学の圧力が悪いという世論を学内に広めていくことの方が大事だと思う。
- C : 大学当局からの圧力が悪いのはその通りだと思うが、第 60 回までの開催状況を鑑みるに、大学当局の主張にかなり理がある、すなわちかなりの被害が発生しており、それを止めるために全面禁酒を行うということは客観的に見て合理的である。その観点では、大学当局からの圧力に反発する形でいると、駄々をこねる子どもと、それを収める親たる当局のような構図になってしまい、全学実が主体的に問題を解決できないと内外に示すことになってしまう。それは良くないと考え、全学実が自ら問題を解決しようとしてきたことを主とし、当局からの横やりは良くない雑音として附帯決議内で抗議するのが良いと考える。
- F : 『「学生らによる自主的・主体的 11 月祭」宣言』は、いつ承認されたか。

- E : 今年の第 1 回全学実行委員会で承認されている。
- F : 全面禁酒を行うことは一般的に見て合理的な内容かも知だが、それを大学当局に主張されて簡単に受け入れるのもどうかと思うし、大学の主張が合理的という観点から見たときに、「大学当局からの圧力に反発する形でいると、駄々をこねる子どもと、それを収める親たる当局のような構図になってしまい」とあるが、その構図を打破するための宣言にすべきだと思う。おそらく我々は自主的な全学実であろうとしているわけだが、大学当局からの圧力によって実際には自主的にできていない。「我々は自主的であるべきだ」という内容にすれば良い。大学当局からの圧力が割とあって、主体的に活動できないのではと思う。

委員長：この変更の内容について何かご意見などはあるか。

- E : 「全学実行委員会は全面禁酒をしている。」・・・(P)とい命題 P を想定する。この命題がなにかしらの関係とちょっとした様相によって今の議論が錯綜している気がする。「大学当局からの圧力」と一言で言うとき、「大学当局は以下のことを望んでいる：全学実行委員会は全面禁酒をしている。」・・・(OP)と言える。おそらく今の議論では、少なくとも最初に全学実に提起された段階では P について論じていた。
- C : おそらく全面禁酒を肯定的に捉えるか否定的に捉えるかで認識のズレがある。
- B : 横やりが入ってくること自体だけに対する宣言を新たにすれば良いと思う。全面禁酒に対するものと、大学当局に対するものとで分けることができると思う。

委員長：この分けるということについて意見はあるか。

- E : 大学当局の介入はメタ的なものである。全学実の運用そのものに関わるものではない。たかだか全学実が一意的に使える対象である会場に対して・・・。
- C : つまり先ほどの B さんの理解に賛成するということで良いか。
- E : 概ねその認識である。

委員長：大学当局からの介入があったことにだけ新たに声明を出すことについて何か意見はあるか。

- F : その上で、この飲酒の宣言に附帯決議を付けるという認識で良いか。
- B : 整理すると、宣言自体は、今年度の飲酒取り扱いに関するものを定めた物で、附帯決議はその経緯と今後に向けてのもの+大学当局の圧力があったことを示す。この「大学当局の圧力があったこと」を取り出して、新たに宣言を作ることである。
- F : 賛成である。
- C : 別立てで宣言を立てると言うことだが、事務局としては別立ての方は改めて後日事務局ないし誰かが提案した方が良いかを事務局に聞きたい。

事務局：事務局としては全面禁酒と、別立てで宣言を作ることの承認が今日取れば、内容は後日で良いと思っている。

委員長：昼休憩も兼ねて時間を取り、その間に作ってもらえればと思っていたが、可能か。

事務局：他の方に問題が無ければ、全面禁酒と別立ての宣言を作ることそのものの承認だけにし、内容は後日にしたい。

委員長：提案に関して、声明が3つ出ることになると思う。この前提の元で、今年度全面禁酒にすることについて承認を取りたいが、何か意見等あるか。ないようであればこの内容で承認を取る。(承認)。他に提案等あるか。

北部祭：他祭典との関係についての提案である。レジュメを参照。共同宣言の提案であるが、11月祭のみの宣言の方が良いのではないかという話になったので変更したい。理由としては、共同宣言だと各自治会・実行委員会に2回ほど承認を取る必要があるためである。そのプロセスに時間を掛けるのであれば、全学実行委員会のみの宣言の方が良いのではないかということである。以下のように変更する。

・「共同宣言」→「宣言」

・「互いに独立」→「独立」

・文責の「(北部祭典実行委員会/教育学部祭実行委員会)」→(消去)

委員長：この提案について意見等あるか。

C：提出に感謝する。何点か質問する。北部祭典と教育学部祭が独立したものであることは分かるが、文学部、法学部、西連協が独立しているのか、独立して大学と交渉しているのか、中間実に関しては、11月祭の名前を用いているのかについて質問したい。

北部祭：文学部は確認中、法学部はそもそも祭を開催するかが分からない、西連協は明日組織が立ち上がるという状況である。

E：組織的独立しているという認識かもだが、文学部と法学部については会計的には一定程度連携があるかもしれない。中間実予算が過去にあったため。西連協は完全に独立していて、公認団体として別団体である。

B：共同宣言にしないのであれば、「一方の/他方の」が「全学実が/他祭典の」になると思う。

北部祭：その通りだと思うので、そのように変更する。

E：まずは共同宣言の連名先がどの団体かを定める・特定することからである。中間実は今や会計的にも独立しているが、そこの認定の話になる。北部祭実聞くが、連名にするモチベーションはどのくらいあるか。

北部祭：あまりなくて、北部祭典や教育学部祭としてはあまりメリットがないと思う。ひとつあるのは、連名にした方が対等に見られやすいということはあるが、速さや中間実の独立の有無もあるので、交渉のときに使えるものがほしいということである。

E：対当局では、全学実で出すことに意味があり、共同宣言にすると課外の担当者が変に疑う可能性もある。

北部祭：北部祭としては問題ない。事務局はどうか。

事務局：事務局としても連名で問題ない。

委員長：何かあるか。ないようであればこの内容で承認を取る。(承認)

事務局：レジュメは落とすなどの可能性もあるので回収したい。レジュメや議事録はパスワードをかけたい。

A：大学当局が理由を言っていないのに回収することについての意見がほしい。

E：例外的に持ち出し処理をするかの処理は必要だと思う。

事務局：レジュメは持ち帰りたいということであれば認めるが、議事録等は当局への宣言内容の承認が取れるまではパスワードをかけて公開したい。

委員長：議事録の承認に移る。承認される方は拍手・挙手を。(承認)。閉会する。